

令和7年4月1日

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る申請等手数料 (手数料の根拠・詳細：四街道市手数料条例（平成元年第5号）)

(建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料)

単位：円

区 分			仕様基準	仕様・計算併用法	モデル建築物基準	左記以外
住宅部分	一戸建ての住宅	200㎡未満	17,000	25,000		34,000
		200㎡以上	19,000	28,000		37,000
	共同住宅等	300㎡未満	32,000	50,000		67,000
		300㎡以上	56,000	84,000		112,000
非住宅部分	工場等	300㎡未満			19,000	23,000
		300㎡以上			26,000	30,000
	工場等以外	300㎡未満			85,000	221,000
		300㎡以上			108,000	277,000

※ 建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更手数料及び軽微変更該当証明書交付手数料の額は、上記の額に1/2を乗じて得た額となります。

※ 複合建築物の額は、住宅部分の額と非住宅部分の額を合算した額となります。

(建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料)

単位：円

区 分			技術的審査を受けたもの	技術的審査を受けていないもの			
				誘導仕様基準	誘導仕様・計算併用法	モデル建築物基準A	左記以外
住宅部分	一戸建ての住宅	200㎡未満	5,000	17000	25,000		34,000
		200㎡以上		19000	28,000		37,000
	共同住宅等	300㎡未満	10,000	32000	50,000		67,000
		300㎡以上	20,000	56000	84,000		112,000
非住宅部分		300㎡未満	10,000			85,000	221,000
		300㎡以上	16,000			108,000	277,000

※ 変更認定申請手数料の額は、上記の額に1/2を乗じて得た額となります。

※ 複合建築物の額は、住宅部分の額と非住宅部分の額を合算した額となります。

※ 確認申請を併願する場合は、確認申請手数料を加算した額となります。